

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月9日(水)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名 (現に在任する委員 24名)

議長(会長) 15番 森 京典 (会議規則第7条)

出席委員数 24名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 矢野邦男 | 2 渡邊節夫 | 3 大澤穰兒 | 4 戸田修司 |
| 5 岡林興通 | 6 近本静信 | 7 本宮勇 | 8 長野健二 |
| 9 越智幹男 | 10 渡邊昭彦 | 11 岡貞義 | 12 竹田清隆 |
| 13 越智要 | 14 桑田誠 | 15 森京典 | 16 新居田守 |
| 17 津吉利幸 | 18 吉井一浩 | 19 岡田勝利 | 20 藤本博 |
| 21 野間義郎 | 22 松岡一誠 | 23 永井政則 | 24 近松安文 |

4. 議事に関与する職員

| | |
|----|------|
| 局長 | 越智直紀 |
| 次長 | 二宮一成 |
| 主査 | 藤坂貞仁 |
| 主査 | 谷内義孝 |

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 41 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1 ～ 9）

議案第 42 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ～ 7）

議案第 43 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ～ 2）

議案第 44 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ～ 10）

議案第 45 号

農地転用事業計画変更について（受付番号 1）

報告第 28 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1 ～ 5）

報告第 29 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

（受付番号 1 ～ 6）

報告第 30 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1 ～ 9）

報告第 31 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1 ～ 2）

6. 議事録

会 長 ただ今から令和2年度第7回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中24名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に4番 戸田 修司 委員、17番 津吉 利幸 委員を私から指名させていただきます。

議 長 議案第41号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。
議案第41号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は野間にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1249㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は新谷にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,739㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は波方町小部にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,976㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は吉海町南浦にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計6,723㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は吉海町名駒にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計2,034㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は605㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は伯方町木浦、北浦にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計6,183㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 8] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,619 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 9] 申請地は上浦町瀬戸にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 839 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 合計 9 件、23 筆、面積 25,967 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 42 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者の者、申請地は 4 筆で、地目は田、面積は合計 1,287 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 3 筆で、地目は田、面積は合計 1,493 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の会社役員兼農業者、申請地は 6 筆で、地目は畑、面積は合計 38,946 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 3 筆で、地目は畑、面積は合計 4,561 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 500 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 165 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

事務局 [受付番号7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は1,348㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われまます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
議員 (意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
議員 (異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 農地転用事業計画変更について

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第43号は農地法第4条の規定による許可申請、第44号は農地法第5条の規定による許可申請、第45号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第43号 受付番号1、議案第45号 受付番号1] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。
これら2件、議案第43号受付番号1の申請人及び議案第45号受付番号1の当初計画者と承継者は同一で社会福祉事業を営む法人、議案第43号受付番号1の申請地は富田地区高市の1筆で、地目は畑、面積は70㎡でございます。議案第45号受付番号1の申請地は既に令和2年7月9日付愛媛県指令東産(地4)第34号で転用許可を受けている土地でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が加工場(養蚕業生産品)敷地を拡張

するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、当初計画における排水処理施設では、今後、事業を進めるうえで排水処理能力に余裕が無い事が分かり、また、今後のメンテナンスやランニングコストも検討した結果、排水処理能力に優れた屋外排水処理施設を新に設置する必要が生じたため、加工場敷地に隣接している自己所有地である申請地を利用して養蚕業生産品の加工場敷地を拡張し、排水処理施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為変更許可申請書の写しが添付されております。

事務局 [受付番号2]

申請人は農業者1名、申請地は大三島地区肥海の1筆で、地目は畑、面積は213㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は柑橘栽培を営んでいますが、自宅敷地内の農作業用スペースが手狭で不便なことから、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、農業用倉庫等を建築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

議長
22番

第6小委員会から議案第43号受付番号2の報告をお願いします。

第6小委員会より、議案第43号受付番号2の違反転用について、ご報告いたします。

申請人の亡父親は、農地法の許可が必要であるということを知らないまま、昭和31年頃、自宅敷地に隣接する申請地にみかん倉庫を建築し、その後、昭和60年頃に居宅兼物置を建築し現在に至っています。

今回、申請人が土地の調査をする過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。

申請人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。

第6小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議長

引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [議案第44号
受付番号1]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区八町東5丁目の1筆で、地目は田、面積は499㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいではありますが、家族が増え手狭で不便なことから、小中学校が近くにある生活環境の良い申請地を義祖父から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

事務局 [受付番号 2] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は桜井地区桜井 6 丁目の 1 筆で、地目は畑、面積は 429 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 8 月 14 日で、許可日から令和 2 年 12 月 15 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は富田地区上徳の 1 筆で、地目は畑、面積は 101 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は近所住民から要望のあった自家用車の駐車場を確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、貸露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 8 月 14 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は清水地区四村の 1 筆で、地目は田、面積は 219 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいであります、家族が増え手狭で不便なことから、勤務先と妻の実家に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 8 月 14 日で、許可日から令和 3 年 4 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 5] 譲受人は塗装業を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波方地区養老の 1 筆で、地目は田、面積は 1,436 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、今後の受注量増加を見据え事業拡大を計画していますが、既存の作業所が手狭で不便なため、既存の作業所に近く資材置場としての必要面積等を満たす申請地を賃借し、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 8 月 14 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6] 譲受人は宗教法人、譲渡人は農業兼地方公務員 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は田、面積は 608 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供する

ことにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、神社への参拝者用の駐車場が手狭なため、神社境内に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和3年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号7,
9]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら2件、議案第44号受付番号7、受付番号9の譲受人は同一で会社員1名、受付番号7の譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区福田の1筆で、地目は畑、面積は723㎡でございます。受付番号9の譲渡人は無職の者1名、申請地は宮窪地区宮窪の2筆で、地目は畑、面積は合計1,170㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は漁業を営む者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は宮窪地区宮窪の1筆で、地目は畑、面積は776㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場及び作業場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、漁業で使用する網等の資材置場、また、網を補修する作業場を確保するため、漁港及び自宅に近く利便性の良い申請地を譲り受け、露天資材置場及び作業場を整備しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年6月2日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和2年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号10]

譲受人は売電事業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は881㎡でございます。

この申請地は都市計画整区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年8月14日で、許可日から令和3年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか

- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5 番 太陽光発電システムについて、法律要件が整っているので認めざるを得ないが、このまま農業委員会が承認することで、農業の衰退につながっていくのではないかと危惧している。将来のことを考えると制限していくべきではないかと考える。このことについて、農業会議は問題としていないのか。

事務局 大規模な太陽光発電については、発電量のいくらかの割合を自分たちで使うという条件がありますが、今回の申請分のような小規模な太陽光発電システムは、規制の対象となっていないのが現状です。農業会議に対しても現状を説明する中で、対策ができないのかという要望をあげさせてもらったらと考えています。

5 番 全国的にみたら、公害ということで訴訟になっているところもあると聞いている。売電価格が下がっているため、申請自体が減ると思っていたが、まだまだ申請が出ているので心配している。農業会議にもこういった不安であるという声は届いているはずなので、確認しておいてください。

議 長 私からも、機会をみて農業会議に対し、こういった話が出てきているということを伝えたいと思います。他にご意見、ご質問はございませんか。

全 員 (意見、質問なし)

議 長 許可することに、ご異議ございませんか。

全 員 (異議なし)

議 長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議 長 報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
 報告第 28 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 29 号は農地法第 4 条届出、報告第 30 号は農地法第 5 条届出、報告第 31 号は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
 報告第 28 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第 29 号及び第 30 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第 28 号から第 30 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 31 号 令和 2 年 7 月 20 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
 受付番号 1]

事務局 [受付番号2] 令和2年8月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全員 (異議なし)
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
全員 せつかくの機会でございますが何かございませんか。
議長 (意見なし)
議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。